

## 上越市中小企業・小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市における中小企業・小規模企業の振興に関し、市長、中小企業・小規模企業等の責務及び役割を明らかにし、基本理念、施策の基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、中小企業・小規模企業の活性化及び持続的な成長発展を促進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者を含む。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 商工団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業を支援する団体であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）であって、市の区域内に存するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項及び第2項に規定する公共職業能力開発施設その他の研究、開発等を行う機関であって、市の区域内に存するものをいう。
- (8) 教育機関 学校及び大学等をいう。
- (9) 経営力向上 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第10項に規定する経営力向上をいう。

(10) 経営の革新 中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 雪国の風土と深い歴史に磨かれ、本市に根付いた中小企業・小規模企業がその多様で機動的な事業活動を通じて、市民の日々の暮らし及び地域経済を支える重要な存在であるという認識の共有及び共感の下に行うこと。
- (2) 中小企業・小規模企業の自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、事業の活性化及び持続的な成長発展を促進すること。
- (3) 中小企業・小規模企業、国、新潟県、本市、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民が相互に連携し、及び協力すること。
- (4) 経済的社会的環境の変化に円滑に適応すること。
- (5) 自然、歴史、文化、技術、人材その他の本市が有する資源を活用すること。
- (6) 広い市域を有することにより気候、交通、人口、事業所の集積の状況その他の中小企業・小規模企業が事業を行う環境が地域ごとに異なることに配慮すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 市長は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長等は、施策を実施するに当たり、中小企業・小規模企業、国、新潟県その他関係地方公共団体、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- 4 市長等は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市産品の利活用の推進及び中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。
- 5 市長等は、地域経済の状況並びに中小企業・小規模企業及びその従業者の実態を把握し、的確に施策に反映するように努めるものとする。
- 6 市長等は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保に資するため、市民の意識の醸成に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の責務)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自らの努力及び創意工

夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、人材の育成並びに従業者の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、児童、生徒及び学生が中小企業・小規模企業への関心を高め、そこで働いてみたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

(商工団体等の責務)

第6条 商工団体等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等を支援するため、必要な環境の整備を行い、中小企業・小規模企業の要望を捉えた取組を行うよう努めるものとする。

- 2 商工団体等は、市長等が実施する施策の推進のため、連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 学校は、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の向上に努めるものとする。

- 2 大学等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 大学等は、育成した人材が中小企業・小規模企業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 4 大学等は、職業能力の開発及び向上を促進するため、多様な職業訓練の実施、中小企業・小規模企業が行う職業訓練に対する支援その他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するこ

とを理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(大企業の理解及び協力)

第10条 大企業は、中小企業・小規模企業の地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市長等は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創業を促進すること。
- (3) 中小企業・小規模企業における人材の育成及び確保並びに中小企業・小規模企業の従業員の労働環境の整備、福利厚生の実施及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の円滑な事業の承継を促進すること。
- (5) 中小企業・小規模企業への資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 中小企業・小規模企業の市場及び販路の拡大、新規顧客の獲得並びに海外における事業の展開を促進すること。
- (7) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

(施策の総合計画への掲載及び見直し)

第12条 市長は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策を計画的に推進するため、これを上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画に掲載し、定期的にその成果の評価及び検証並びに見直しを行わなければならない。

(関係者との協議)

第13条 市長等は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、中小企業・小規模企業、商工団体等その他の関係者と継続的な協議を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。